

県北広域振興局長告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人長地土地改良区（九戸郡野田村）から清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月31日

県北広域振興局長 佐々木 哲

久 慈 竹 藏 九戸郡野田村野田第15地割5番地1